

Q & A

Q 1. 公益通報者保護規程が制定された目的は？

「公益通報者保護法」に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営の強化及び社会的信頼の向上に資することを目的としています。

Q 2. どのような法令違反行為が公益通報の対象となりますか？

対象となる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰・過料が規定されているもの）が生じ、又はまさに生じようとしていることが必要です。

通報の対象となる法律一覧は、消費者庁の以下のサイトで最新のものを確認してください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/subject/

Q 3. 具体的には？

本学の諸活動等に関して、違法・不正・危険が生じ、又はまさに生じようとしている場合です。例えば、不正経理処理や知的財産権の侵害などが考えられます。

Q 4. 通報したら具体的にどうなるのですか？

まず、通報内容が公益通報に該当するかどうか、連携弁護士と相談し検証します。そして、当該内容が通報対象事実に該当する若しくは、その恐れがあると判断された場合は、通報を受領した旨及び調査の要否等の検証結果を通報者にできる限り早急にお伝えします。その後、公益通報者保護委員会にて、通報者の保護を確保しつつ、適切な是正措置及び再発防止策を講じるとともに通報者へその結果をお知らせいたします。

なお、通報を行ったことにより、通報者に対する嫌がらせ等の不利益行為があった場合は、速やかに是正いたしますのでご一報ください。

Q 5. 通報したときに個人の秘密を守ってくれるのですか？

通報者の秘密を守りながら受け付けします。通報に対応する者を限定しており、規程によって厳しく秘密保持が徹底されるようになっています。

なお、通報者自身も秘密保持に留意してください。

Q 6. 通報にあたって留意点はありますか？

通報は、憶測、虚偽や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的ではなく、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている場合に限りです。

Q 7. 職場の同僚等の私生活上の法令違反行為を通報した場合、対象となりますか？

本学の業務と無関係な私生活上の法令違反行為については、対象となりません。

Q 8. ハラスメントを受けた被害者の相談及び研究活動における不正行為に係る通報等も対象となりますか？

ハラスメントに関する相談は、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」に定められたハラスメント相談室等で受け付けております。

研究活動における不正行為に係る通報は、「公的研究費等取扱規程」及び「研究活動における不正行為に関する取扱規程」に定められた相談・告発窓口で受け付けております

以上

公益通報者保護制度の詳細については、

消費者庁「公益通報者保護制度」ウェブサイトをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/